

平成13年8月10日(金曜日)第3回臨時会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	兼子昭一	庶務課長
荒木恒	企画調整課長	宇野健雄	財政課長
安食正人	税務課長	小松仁一	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第3回臨時会

平成13年8月10日(金)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 議第54号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 4 議第55号 「土地の処分について」の一部変更について
- ” 5 議第56号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について
- ” 6 議案説明
- ” 7 質疑
- ” 8 予算特別委員会設置
- ” 9 委員会付託
- 休 憩
- 再 開
- ” 10 委員会審査の経過並びに結果報告  
(1) 文教経済委員長報告  
(2) 予算特別委員長報告
- ” 11 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより平成13年第3回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本臨時会の運営につきましては、8月3日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

佐藤 清議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番安孫子市美夫議員、21番佐竹敬一議員を指名いたします。

## 会期決定

佐藤 清議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日1日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

## 第3回臨時会日程

平成13年8月10日(金)開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
8月10日(金)	午前9時30分	本会議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、議案上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
		総務分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	委員会・分科会 終了後	本会議	再開、委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会	議 場

## 議案上程

佐藤 清議長 日程第3、議第54号から日程第5、議第56号までの3案件を一括議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 説明申し上げます。

まず、チェリークア・パーク民活エリアの土地の買い戻しに関する 2 議案について御説明申し上げます。

初めに、議第 54 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）については、チェリークア・パーク民活エリア土地分譲代金返還金として 2,748 万 8,000 円を計上するものであります。

この所要額に対する財源については、市税 2,242 万 1,000 円、繰越金 506 万 7,000 円の追加で対応することとし、その結果、歳入歳出予算の総額は 150 億 592 万 5,000 円となるものであります。

次に、議第 55 号「土地の処分について」の一部変更については、チェリークア・パーク民活エリアの 1 法人に処分した土地を買い戻しすることに伴い、平成 10 年 6 月 19 日、議第 45 号で議決を経た「土地の処分について」の一部を変更しようとするものであります。

なお、この件につきましては、去る 7 月 30 日の全員協議会で御協議いただいております。

次に、議第 56 号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、寒河江市中心市街地活性化センターの施設のうち、研修施設 501 会議室を西村山広域行政事務組合に貸し付けするため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、3 議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

## 質 疑

佐藤 清議長 日程第 7、これより質疑に入ります。

議第 54 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 議第 54 号、あるいは議第 55 号、関連しているわけでありましてけれども、議第 54 号の関係でお尋ねをしたいというふうに思います。

それで、私は、今回のこういう事態について、極めて残念なことでありますが、こういうことが心配されておったわけでありまして。したがって、これまでも再三にわたって指摘をしてきておったわけでありまして。そのようなことから、驚くと言うより、来るところまで来てしまったという率直な気持ちであります。極めて残念でなりません。

そもそも、今回のこういうふうになった原因は、市長が議会や市民から寄せられる声に耳を傾けずに、議会の数を背景にして、経験もなく、具体的計画も示さない中国パール販売株式会社に中核施設の開発を任せたり、あるいは、土地代も満額払えないというような会社に中核施設の開発をゆだねたり、土地代の 20 年払いや、あるいは、本来 10%の契約保証金を契約に盛り込むべきところをただにしたり、その契約保証金相当額を土地代金の一部とするなど、常識では考えられないような条件で、強引に進めてきたことが問題であったというふうに思います。

そのようなことからして、市長の見通しの甘さや判断の誤りが、結果的にこのようになったのではないかと、その責任は重大であるというふうに思うのであります。

そこで、議会としても誤りない.....

佐藤 清議長 質疑を中心に質問をお願いします。

川越孝男議員 誤りない将来を見通した審査や判断をするために、一つまず議長の方から資料の提出をお願いをしたいと思います。

と言うのは、今回の議案にも直接かかわるわけでありまして、中国パール、あるいはパックスも民事再生法の申請がなされ、地裁の着手が決定されたわけでありましてけれども、寒河江市の中国パールに対する債権、幾らになっておるのか。もう、裁判所の方からのやつで、8月3日まで提出期限になっておるわけでありましてから、既に出されているというふうに思うんですが、この資料を出していただきたいというふうに思います。もし、出せないというようなことであれば、後ほど市の債権の内訳について、種類と金額について明らかにしていただきたいと思います。

それでは、お尋ねをいたしますが、まず一つは、こういう事態に至ったことについて、市長の率直なお気持ちを聞かせをいただきたいと思います。

二つ目、土地の買い戻しの方法を第 13 条の契約の解除による買い戻しでなく、第 12 条第 1 項の買い戻しの特約による買い戻しとした理由を聞かせをいただきたいと思います。

三つ目、今後、買い戻した土地の扱いをどうしようとするのか、その考え方を聞かせをいただきたいと思います。

四つ目には、土地の譲渡契約の中には、第 15 条で違約金の定めがあるわけでありましてけれども、違約金を求める考えがあるのかどうか、聞かせをいただきたいと思います。

それから、5 点目は、第 16 条、同じように譲渡契約書の中に損害金のてん補の関係があるわけでありましてけれども、これを求める考えがあるのかどうか聞かせをいただきたいと思います。また、今回の買い戻しによって発生する実損があるのかどうか。あるとすれば何で、幾らというふうに見ておられるのか聞かせをいただきたいと思います。

それから、6点目、今回の買い戻しをするために、土地代金の返還が、歳出の第2款でなく第7款とした理由を教えていただきたいと思います。

それから、7点目ですが、買い戻しにかかわる登記を含む諸経費の負担はどうなるのかお聞かせをいただきたいと思います。

8点目、この事態を受けての民活連絡会の状況について、どうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

9点目ですが、ホテルタウンに分譲した土地の扱いについて。現在、買い戻し期間中にあるわけでありますので、議会の議決に付さなければならない案件かとも思いますが、そのことについてどうお考えなのか。また、現在どういう状況になっているのかもお聞かせをいただきたいと思います。

以上で、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 厳しい経済状況の中で、クア・パークの一角を担っていこうとする方が、本体の事業の関係で挫折をしなくてはならなかったということは、甚だ残念でございました。民活エリアの一員として一緒にやっっていこうと、そして、基本計画書、あるいは模型までつくって、来年の全国都市緑化フェアまでには間に合わせようとしてきた方が断念せざるを得なかったというのは、寒河江市もさることながら、それに携わってきたところの御本人も非常に残念であったろうと思っておるわけでございます。

そういうことで、これを今回市が買い戻しをしまして、クア・パークというものを立ち上げてまいらなくてはならないと思っておるわけでございます。何にしましても、サービスエリア、それから県の最上川ふるさと総合公園、そして民活エリアと一体となって、国・県・民間・市と一緒に進めてきた大事業なわけでございます。

何にしましても、当該区域というものは、ロケーションもいいわけでございますし、また、交通の要所ということも言われるわけでございますし、さらに加えて、最上川のそばにありまして、最上川の舟運というようなものも関連させながら、クア・パークということで進めてきたものでございますので、これを何とか、来年緑化フェアも迎えておるわけでございますので、これらに向けて、そこを活かして、そしてまた地域の活性化に結びつけようということが必要だろうと、このように思っております。

それから、12条の関係でございます。この件は担当の方から申し上げます。

それから、どうするのかというようなことでございますけれども、今言ったようなことで御理解いただきたいと思っております。

違約金につきましても、担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、実損は、私はないと思っております。

第7款とした理由につきましても、担当の方から申し上げたいと思っております。

7番目の諸経費の負担についても、担当の方から申し上げたいと思っております。

9番目のタウンの取り扱い方につきましても、担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、民活との連絡協議会につきましても、この前、7月9日でございましたが、いろいろ話し合ったところでございまして、早く買い戻して、新しい方というようなものを探しながらやっっていこうというようなことでございますし、クア全体というようなことを、みんな力を合わせて所期の目的を達成しようというようなことでの話し合いになったところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 最初に、解除ではなく買い戻しの方法をとったのはどのようなことかということにつきまして、お答え申し上げます。

前の全員協議会でも市長が申しましたように、本市の顧問弁護士に相談しまして、民事再生の手続が開始される前により早く戻す方法が一番現実的であるということ。それから、中国パールの社長みずから、寒河江市からより早く買い戻しをしてほしいという文書もいただきましたし、それから、7月3日に開催しました全員協議会において、議員の方々からも分譲土地を買い戻すべきであるという意見もありましたので、それらを踏まえまして、総合的に判断して、買い戻しの方法をとったということであります。

それから、3点目の買い戻した土地につきましての今後の扱いにつきましては、これまでクア・パークを進めてきました方法としまして、温泉を活用したクア施設、その方向に向けて、新たに事業参画者を見つけないがら進めていきたいということに変わりはないところであります。

それから、4点目の違約金の問題でありますけれども、契約書の第15条に違約金ということがありますがありますけれども、これは契約を解除した場合についての違約金でありまして、今回は12条の買い戻しの方法を適用しておりますので、この違約金については該当しないものと思っております。

それから、その次に、今回の買い戻しに伴う実損はあるのかということにつきましては、前にいただいた土地代を返還するというところでありますし、これまで、土地代の残りの分の5億2,226万4,211円の土地代につきましては、年度末において利息相当額もきちんと納めていただいておりますし、何ら実損はないものと考えております。

それから、次に、2款でなく7款に盛ったのはどうかということでもありますけれども、現在、地域振興課の予算は7款に盛っておりますので、所管する7款に計上したところであります。

次に、タウンの件についてでありますけれども、タウンの件につきましては、平成11年3月10日に所有権の移転が完了しておりますし、名義がタウンになっております。それで、今回分譲契約書第10条の権利譲渡等の禁止のところの項目で、あらかじめ書面により承認を得なければならないということでも明示しております。その中で、タウンの方から、社長が亡くなったのでみずからはできないということで、同じ目的で隣接地を進めておりますところのシンフォニーに同額で譲りたいということが文書でありましたので、承認をしたということでもあります。現在は、両方で契約の方を進めていることかと思っております。まだ、その点については、所有権の移転まで行ったかどうかについては確認はしておりません。

以上であります。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 最初にお願いした資料の関係、出していただけるのか。いただけないとすれば、1問目の答弁の中でお答えいただきたかったんですが、なかったもので。もし、資料を出していただけるのだったら、2問目でも答えられるので、出していただきたいと思うのですが。資料を出さないとしたら、お答えをここでまずいただきたいと思うんです。1問目の中で。

佐藤 清議長 当局、どうですか。

地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 それでは、再生債権の届け出につきましてありましたので、説明します。

再生債権の届け出につきましては、8月3日までに裁判所に届け出ることになっておりましたので、寒河江市としましては、7月30日に裁判所の方に届け出をしております。

内容としましては、債権の種類でありますけれども、土地分譲代金、2番としまして分譲代金利子相当額、3番としまして固定資産税であります。土地の分譲代金につきましては、債権の金額としまして、残金の5億2,226万4,211円です。分譲代金の利息相当額としましては、債権の額はそのままの表現で、分譲代金完納時までの利息相当額という表現であります。ただし、民事再生の手続開始になりました7月6日までの計算としまして、7月5日までの計算とは98万9,011円を報告しております。それから、固定資産税でありますけれども、平成13年度固定資産税3・4期分としまして4,378万4,000円です。

以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 今、1問目の答弁をいただいたんですが、まず、一番最初に、市長から、こういう状態になっての市長としての率直なお気持ちをお聞かせをいただきたいというふうに申し上げながらお伺いをしたんですが、中国パールの方の本体の事業がうまくいかなかったんでこういう状態になったと、あるいは経済情勢が大変な、厳しい状況だからというふうなことであります。

先ほども申し上げましたように、市長として、こういう状態になって、率直に反省も何も無いのかなというふうなことで、私、非常にかっかりしました。その辺、本当にこういう状態に至って、何ら市長として責任を感じないのかどうなのか、改めてこの点、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、今回、契約の第12条の第1項によって買い戻しをしたというふうなことでありますけれども、私は、これいろいろ読んでみたのですが、該当しないのではないかとというふうに思うんです。

なしてかという、12条では、「甲は乙が前条の期間を経過しても、施設などの建設に着手または営業しない場合」というふうに、条件として断定しているんです。そして、この前条というのは何だかという、施設の建設などで引き渡しをした日から起算して2年以内に建設に着手し、また3年以内に営業しない場合ということなんです。そういうことからすれば、今回のあの土地は、平成11年3月10日に引き渡しが行われているわけですから、平成13年3月9日が2年です。

したがって、2年を経過したので、着手していないことが事実なわけですから、だとするならば、6月の定例議会の中で、「2年経過しているので、11条に抵触するので、12条による買い戻しをすべきではないか」と言ったのに対して、市長は「やりません」というふうに答えているんです。明言しているんです。

そして、この12条は、条件がそういう場合に買い戻しということで、今言った二つに触れた場合というふうになっているんですが、今回の一連のやつで、この前の協議会の際にも求めたんですが、中国パールから7月10日付で文書が来ています。そして、それに寒河江市では12日付でまた文書を出し、中国パールからさらに17日付で来たというふうに市長から説明があったわけでありまして、この7月10日付の中国パールから出された文書は、寒河江チェリークア・パーク民活エリアにおける事業の断念についてという文書なんです。

そして、その中では、「平成13年6月28日に中国パールが東京地裁に対して民事再生手続開始の申し立てを行い、再生手続の開始について別添のとおり決定をいただきました」ということで、裁判所の文書がついています。そして、云々あって、「寒河江チェリークア・パーク民活エリアにおける事業につきましては、その事業を断念せざるを得ない状況と相なり、当初の開発計画には参加できなくなりました」ということがあり、「寒河江市におかれまして、本件土地をぜひ買い戻していただきたい」、こういう文書が来ているんです。

したがって、今回買い戻しを提案している理由というのは、2年以内に着工しなかったから買い戻しするというのではなくて、向こうから、こういうふうなことで事業を断念しなくてはならないということから来ている。そして、買い戻しをしてほしいという文書が来た。このことが大きい理由ではないかというふうに思うんです。そうした場合には、契約の第12条第1項ではなくて、明らかに11条の2年以内に着工ということをしていないわけですから、13条による契約の解除に当たるのではないかとというふうに思うんです。

このことについて、先ほどの理由では、弁護士が民事再生になる前に、なるだけ早くした方がいいと、あるいは議員からも買い戻しを早急にすべきだということが、中国パールの社長からも買い戻しをしてほしいということがあったというふうに……

佐藤 清議長 質疑を中心に質問をお願いします。

川越孝男議員 三つの理由を述べられているわけですから、そのことからすると、先ほど言った12条の1項によるというのは当たらないのではないかと。逆に13条に当たるのではないかとというふうに思いますので、

改めてこの点についての見解を明らかにしていただきたいと思います。

それから、買い戻した土地の扱いというのは、今後も同じようにチェリークア・パークの中核施設として、温泉を利用したクア施設には変わりないというのは、これはわかりました。

しかし、今まで中国パールの所有になっていたものを寒河江市が買い戻しをするわけですから、それをどうするのかということなんです。そのことを聞いたんです。したがって、改めてこの点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから違約金の関係であります。解除した場合に15条の違約金というのはなるんだと、13条による解除をした場合になるんだというふうなことのようではありますが、しかし、この契約書を見ていただきますとわかりだというふうに思うんですが、14条の1項では、「甲が分譲土地を買い戻し、またはこの契約を解除したとき、甲は乙から受け取った分譲代金を乙に返還し云々」とありますが……（発言する者あり）質問していることを、こういうわけでということでは申し上げていますので（発言する者あり）……

佐藤 清議長 申し上げます。質疑を中心に質問をお願いします。

川越孝男議員 先ほどの答弁でこうなっていたんです。「15条については、解除をした場合の違約金であり、該当しない」と言ったから、違うのではないですかと言うには、この条文を言わなければ聞かれません。したがって、ぜひ同僚議員の皆さんにも御理解をいただきたいと思います。

それで、14条の1項ではそういうふうになっていますし、3項では、「甲は第1項の規定により、甲が乙に返還する分譲代金から分譲土地の買い戻しまたは契約の解除により、第15条及び16条の規定に基づき、乙が甲に返納すべき金額を控除することができる」というふうになっているんです。したがって、土地の買い戻しであっても、あるいは解除であっても、15条なり16条は該当するというふうには読み取れるわけです。したがって、私は、違約金を求めるべきだという、そういう契約書からして、まず一つです。

それから、もう一つは、これは王将やいちらくや高嶋屋さんは、契約保証金というふうにしておいたために、途中でやめた場合には、この5%の契約保証金を投げるといふか、寒河江市で没収というような形になりました。しかし、中国パールに対して、20年の代金の後払いまでしてけながら、今回そういうことが全然ないというのは、極めて不公平な扱いだというふうに思います。

したがって、当然にして、この違約金のなかには、中国パールには契約保証金がないわけですから、したがって、15条の違約金では、「その分譲代金の5%相当額を違約金として甲に支払うものとする」というふうになっていると理解すべきだと思いますので、この点についての考えをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、実損の関係ですが、実害はないというふうに言われました。そこに、やはり私は問題だと。これまでの利子も全部吐いて出すというようなことですが、今まで中国パールの土地だったものが寒河江市の所有になりましたね。平成13年度、これからの固定資産税はどうなりますか。もちろん、今、平成13年度の途中にあります。これからずっと先、次の人が買ってくれるまでというふうになろうと思いますし、あるいは、また利子の部分もあるわけですので、中国パールの土地であれば、中国パールから固定資産税が入ってきたんです。寒河江市所有になれば、今度は固定資産税は入らないわけです。その点について。（発言する者あり）だから、実害ないのではなくて、そこはあるでしょうということだったんです。（発言する声多くあり）まず、聞いてください。（発言する者あり）勝手な考えじゃない、まず、そういうことになるのではないですかと私は言っているんです。

佐藤 清議長 質疑を中心に質問をお願いします。

川越孝男議員 今の関係について、もう一度お尋ねします。

中国パール所有の場合には、固定資産税が入ってきました。これが寒河江市の所有になることによって固定資産税は入らなくなりますということについてはどうなんですかということでもあります。

それから、2款が7款支出になったという、この関係であります。地域振興課が7款でしているためとい

うふうな話がございました。しかし、この土地も、今回の議第 55 号でも明らかなように、平成 10 年 6 月議会で議決したものの一部変更なんです。(発言する者あり)聞いてけろっての。そして、平成 10 年には歳入が 13 の 2 の 1 の 1 だったんです。(発言する者あり)だめだって言ってんなんねず。聞いてけろず。(発言する者あり)

佐藤 清議長 お願いします。川越議員、本当に何回も申しわけありませんけれども、質疑を中心に質問をお願いします。

川越孝男議員 平成 10 年 6 月には、そういうふうになっておったのが、あと歳出の方は 2 款の 2 の 1 の 7 の 17 でした。総務費の総務管理費、開発調査費、公有財産購入費で支出しておったんです。そういうふうなことからすれば、なぜというふうな疑問が残ります。

そして……(発言する者多し)聞いててけろず。質疑のこと言うのだから。

というのは、扱いとして、買い戻した土地が普通財産なのか、行政財産にしていこうという考えがおりなのかどうか、そのことに関連でお聞きをしています。

それから、先ほどの答弁になかったわけですが、契約書からすれば、当然、18 条からして、買い戻しにかかわる登記を含む諸経費というのは中国パールの方の負担というふうに理解をするんですが、このことについて 1 問目に答弁がなかったので、2 問目の答弁の際にお答えをいただきたいと思います。

それから、民活連絡会の関係については後にしたいと思います。

それから、ホテルタウンの関係についてでありますけれども、7 月 10 日に売買というふうなことだったのかなと、正確なところをわからなくなったのですが、私の手元で把握しています登記簿によりまして、7 月 21 日の段階で、まだそのままになっているというふうなこと。

それから、6 月の定例議会の際に、この問題について、伊藤 諭議員の質問に対して、市長は、タウンの方の主人さんが亡くなられたので譲渡の申し出があり、それを承認をしたというふうなことでありました。隣のシンフォニーに譲渡するという申し出があったので、それを承認したと。しかし、その後、いろいろなお話を聞きますという、その譲渡が成立をしていない。そして、私、21 日付の登記簿を見てもそのままになっているというふうな状況からして、やはり、譲渡するならばきちんとできるような状況を踏まえて承認をすべきなのではないかなというように思いますし、改めて買った人の、その活用計画というか、それらも出されているのかどうかも含めて、この点について、先ほどの答弁に、ちょっと私理解できない部分がありましたので、2 問目で重ねて答弁をいただきたいと思います。

以上で、2 問目を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 いろいろありましたが、まずは、ホテル王将といちらくの場合は、これは契約解除でございます。契約解除方のお願いを出されまして、そして、市と両者の合意のもとにこれを解除契約したと、こういうことでございます。

それから、今回の場合は 12 条に基づくところの買い戻しと、こういうことございまして、議員達も、先ほどの全員協議会でも、買い戻しをした方が一番妥当だと、こういうふうな話もあって、今さら買い戻しがどうのこうのというのも、ちょっと私も腑に落ちないのでございますが、そういう違いがあるということございました。

それから、買い戻しということにしますと、まず、契約というのが有効な中での買い戻し契約ということが言われるわけございまして、それでございますから、解除というのと、それから買い戻しというのが異なるんだということを御理解いただきたいと思っております。

それから、契約の解除ということになりますと違約金が発生するわけでございますけれども、そうでない場合でございますので、違約金というものは発生しないと、こういうことでございます。

それから、中国パールとのやりとりの中でございますけれども、当然、この12条という、契約というものを踏まえての断念ということでございまして、ですから、そういう手続になってきたんだと、こういうことでございました。

それから、中国パールの土地をどうするかというような御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり、この土地というものを生かしていかななくてはならないわけではございますけれども、経済情勢なり、あるいは周辺に大変な温泉地というものが立地されておるとい状況の中というのを考えましても、スパだけでは非常に厳しい状況であろうということは、これはだれしもが認めるだろうと、こう思っております。

中国パールの計画におきましても、温泉というのにプラス・アルファというようなものも考えていたところでございますし、また、周辺のホテルの方々たちも、立地されているもの、あるいは計画しているものも、聞くところによりますと、やはり外湯とか、露天ぶるとか、サウナというようなものを、これも全部備えつけなくてはやっていけないんだと、こういうようなことが見られるわけでございます。

そういう中で、民活エリアの話におきましても、温泉のスパだけではちょっとこれは難しいと、やはりそれにプラス・アルファというものをいろいろ考えていかななくてはならないだろうと、こういうことなわけですが、これまでチェリークア・パークと、こういう構想の中でスタートをして、ここまでみんなが協力してやってきておるわけでございますので、さらに新しい事業者、あるいはさらに民活エリアの方々ともいろいろ検討していかななくてはならないだろうと、こう思っておるわけでございまして、新しい事業者というようなものもあらわれてくるように努力しなくてはなりませんし、そういうことを見きわめながらやっていかななくてはならないと、こう思っております。

いずれにしても、第1問で答弁申し上げましたように、あそこの場所が非常に、景観・ロケーションからいいにしても、交通条件からいいにしても、あるいは最上川を控えたところの立地条件というようなことも生かしながら、そしてまた、国・県・民間というような枠組みというものを十分生かして、クア・パークというものを成就させ、そしてまた、来年の緑化フェアというものをあそこで成功させる。そしてまた、その中で地域の活性化を図っていこうと、こういうことだろうと、このように思っております。

何にしても、クア・パーク全体としての波及効果、あるいは相乗効果というものを発揮するような形態に持っていかなくてはならないだろうと、こう思っておるところでございます。

それから、違約金は今言ったようなことで、答弁したとおりでございます。

それから、中国パールの場合ですと、これはあくまでも分譲代金の一部ということで5%をちょうだいしているわけでございまして、5億5,000万円の5%、2,700万円というものをちょうだいして、それを今回お払いして、そして買い戻すと、こういうことでございまして、それにおきましては、実損はないだろうと、こう思っております。

そしてまた、固定資産税につきましては、今年度分につきましては、今まで賦課した分につきましてはちょうだいしていると、こういうことでございます。

その他の質問につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 予算の計上の款のことについてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

以前、分譲する段階、平成10年でありましたか、そのときにつきましては、一つの大きな全体の計画の中で、2款の総務費の中の開発調査費の中で分譲いたしました。分譲が終わりましてからは、その後の具体的な事業を進める上では、7款の地域振興費の中で予算を計上して、具体的な事業を進めてまいりました経過がございます。

ところが、予算につきましては、会計年度経過後につきましては、これを補正することができないという大

きな原則がございます。ですから、新しい事態が出てまいりました場合には、新しい予算で対応するという原則がございます。そういったことに従いまして、今回につきましても7款の地域振興費の方で対応をしたというようなことでございますので、御理解賜りたいと思います。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 買い戻しをするに当たって、所有権移転登記にかかる経費があるのではないかとということについてお答えします。

今回の買い戻しに伴う所有権移転につきましては、市の職権で行いますので、経費はかからないところであります。

それから、タウンの件についてでありますけれども、先ほど申しましたように民民の間の転売でありまして、それを市の方としては現在承認したという状態であります。現在は、昨年の暮れから来年の3月までは、タウンが、今建設しております丸吉高木の方に土地を貸しておるわけでありまして、その間において、所有権の移転はないのではないかと考えています。

以上です。

佐藤 清議長 一言申し上げます。発言はすべて簡明にするものと会議規則第54条の規定にあります。これに従わない場合は、議長において発言を禁止させる場合がありますので、御注意を願いたいと思います。

川越議員。

川越孝男議員 買い戻し特約の12条で買い戻しが行われる理由というのはどういう場合ですか。まず、一つお尋ねをします。

それから、全員協議会で議員の方から買い戻しをしてほしいと言われて、今、ここで、それに異論を言うのはおかしいのではないかというような趣旨の答弁が市長からありました。私どもが全員協議会で買い戻しと言ったのは、この契約でいう12条の買い戻し特約という、このことを指してではないんです。中国パールが所有している土地を寒河江市の所有に早急にすべきだという、こういう全体的な形での買い戻しを主張している。

ただ、買い戻しの方法には、この契約でいう買い戻し特約条項による買い戻しの方法、契約の解除による買い戻しの方法、根抵当権の設定で契約によるやり方もあります。競売や何か。そういういろいろなやつを総称して、中国パールが所有であるものを早急に寒河江市の所有にすべきだということを申し上げておりましたので、市長の方に誤解ないように認識をいただきたいというふうに思います。

あとの関係は、後ほどの特別委員会や委員会の中でさらにお尋ねをしてみたいというふうに思います。端的にお尋ねしましたので、お答え願います。12条の理由。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 買い戻しにつきましては、第12条の1項にありますように、「甲は乙が前条の期間を経過しても施設等の建設に着手または営業をしない場合は、第4条に定める分譲代金のみを乙に返還し、分譲土地を買い戻すことができる」というものでありまして、これに基づいて行うということであります。

佐藤 清議長 他にございませんか。

遠藤議員。

遠藤聖作議員 この議案、文教経済委員会に付託になるということにして、私の委員会ですので、この場では端的に、一つだけお伺いをしておきたいと思います。

今の質疑を聞いていて、どうも、やはり割り切れなさを感じるわけです。中国パールからの当初の申し入れでは、事業継続が困難で断念せざるを得ないと。だから買い戻しをしてほしいというふうな手紙が来て、それが一つのきっかけになっているようでもありますけれども、そうすれば、やはり13条ではないかなというふうな気がするわけです。契約でいう解除が適当なのではないかと。

つまり、単なる 11 条の、期限までに建てられない、あるいは事業に着手できないという単純なことではなくて、事業そのものからの撤退、あるいは断念ということが大きな理由になっているわけですので、やはり、それは一種の違約ではないかと。しかも、13 条の条項には、ほかのすべての条項に違約した場合ということも触れてあるわけでありまして、一番この 13 条がすっきりして、物事を決めていく上にはふさわしい、妥当なやり方ではないかというふうな気がします。

私どもも顧問弁護士がおりますので、いろいろ契約書を見てもらったんですけども、14 条に 3 項がありますよね。この 3 項が、買い戻し特約の場合は、普通はこういう条項はないはずだと、ないのが普通なのではないかなというようなことを言っていました。ご丁寧に、寒河江市がよほどのことがない限り損をしないようになっている契約書なんだなというふうなことを言っていました。

そうすると、解除あるいは買い戻し、いずれにしても違約金を請求できるような条文の整え方になっているというふうに言っておりまして、それを寒河江市が発動しないという場合は、実は、やれるのにやらなかったということになりまして、寒河江市に損害を与えることになるというふうに、私は思います。

それで、市長の、この問題に関して、端的にでいいですけども、やれるのにやらない、なぜやらなかったのか、そのことについてお答えをお聞きしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 やる意思があったと、こういうふうに見られるわけございまして、そういうことで、これまでのいろいろシミュレーションとか、あるいは基本計画書、実施計画書とか、あるいは模型なども見せていただいて、議員の皆さんにもごらんになっていただいたわけございまして。

ですけども、こういう民事再生計画の承認を得るというような中で、そしてまた監督委員の同意を得なくてはならないということになりますれば、やりたくともやれるような状態にはないと、こういうことございまして、第 12 条に該当するというので、分譲土地を買い戻すと、こういうことございまして。ですから、あくまでも買い戻しの特約というものに基づいて、これまでの話し合いを続けてきたところでございまして。それが最も妥当であり、妥当だったと、このように思っております。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 確認しますけれども、14 条を適用して違約金を請求できると、この契約書によるとそういうふうには読めるんですけども、これは間違った読み方なんでしょうか。ここをお聞かせをいただきたい。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども答弁申し上げましたように、今回は 12 条の買い戻しの特約でいったわけございまして、契約自体は、当然有効の中での対応ということになるわけございまして、契約解除ということになりますと、契約自体が云々というような問題になりまして、これは、いろいろ複雑になってこようかと私は思っております。

したがって、一番妥当であり、適当であり、また、いろいろ御指導を受けた中でも、この 12 条が最も適当だという判断をしたところでございまして、やはり、これが今回の場合には一番適切な処置だろうと、このように思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 市長の判断はそうでしょうけれども、この分譲契約書の条文を読めば、買い戻し、あるいは解除、いずれも 14 条の 3 項を適用することができるわけです。それによりますと、違約金が取れるのではないかというふうに思うわけです。

私は、本来は 13 条を適用すべきだというふうな考え方なんですけれども、12 条を適用した場合でも、買い戻し権の行使の際にも、14 条の 3 項によれば、そういうふうには読めるような条文になっているんです。それ

はどうなるのかなというふうに思っているものですから、お聞かせをいただきたい。場合によったら、寒河江市が出す必要のない金を出すことにもなるわけで、そこら辺をきちんと理解した上でないと、やはり損害を与えますので、きちんとした答弁をお願いしたいと思います。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 ただいまの件で、第14条では、「15条、16条の規定に基づき、乙が甲に納入すべき金額を控除することができる」ということになっていますが、第15条の方では、「乙が第5条に定める義務を完全に履行する前にこの契約が解除されたときは」ということで、解除されたときを限定しておりまして、その場合は「5%相当額の違約金を甲に支払いをすることができる」ということを第15条で明示しておりますので、御理解願いたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 今までの議論を聞いても、ちょっと納得できない部分がありますので、質問をさせていただきたいと思うんです。

今回の買い戻しの問題については、やはり12条を適用なのか、13条を適用なのかと、ここが大きなネックになっているのではないかとこのように思います。12条を適用の理由として、全員協議会などの意見で、買い戻しという意見なども議員の皆さんからあったと、こういうような説明があったわけでありまして。

確かに、私どもとしては、民事再生法の申請に基づく前は、契約書に基づいても施設の建設も着手をしていないし、もう3年以内に営業見込みがないのではないかと、こういうことで、6月議会では買い戻しをすべきではないかと、こういう提起をしてきました。

しかし、7月3日に開かれた全協での質疑応答の部分などを見ても、むしろ、市長の政治的な判断がどうだったのか、誤りではなかったのかという質疑に集中したのではないかとこのように、私は思うんです。買い戻しをすべきでないかという議論で集中をしたという認識は持っていないところであります。

特に、私は、この7月3日の最後に市長に要望を申し上げたんですが、その際は、はっきりと、チェリークア・パークの契約を解除して、中国パール本体を身軽にしてやるべきではないかというふうに私は申し上げたつもりであります。そういう意味で、民事再生法の申請が出る前と出た以降の扱い、これは明確に区別をすべきだというふうに思っています。そういう意味で、議員云々ということについては当たらない、このように私は思っているわけでありまして。

いずれにしても、中国パールが民事再生法の申請を行ったというのは中国パールの経営責任なんです。経営者としての責任であり、このことで本市におけるチェリークア・パークにおけるスパ・リゾート建設を断念したと、これは、当然中国パールの責任に帰するものであるというふうに思うんです。

そういうことから言えば、当然この買い戻し条項に基づく買い戻しではなくて、一方的に事業を断念をし、事業から撤退をするということは、明らかに契約違反だと、このように言えるのではないかと私は思うんです。そういう意味では、13条の契約解除、これは厳然として動かない事実なのではないかというふうに思います。

特に、抵当権設定契約書も、この分譲契約に基づいて……

佐藤 清議長 伊藤議員に申し上げます。質疑を中心にお願います。

伊藤 諭議員 だから、契約違反に該当しないのかというお尋ねをしているわけでありまして。

それと、もう一つは、抵当権設定契約書がこの分譲契約書に付随する文書として契約が結ばれております。この第8条の方に、「破産、和議、会社整理、会社更生手続など 多分、これには民事再生法の申し立ても入っていると思うんですが 申し立てを受け、もしくはみずからこれを申し立てたときは、直ちに債務全額を乙に弁済をするものとする」という契約書になっているわけです。

つまり、残りの5億2,000万円の金を直ちに甲は、中国パールは、乙、寒河江市に払わなければならない。こういう契約書もあるわけですから、これからしても、民事再生法の申請をしたということは契約違反、残りの金を全額市に払い込むというのが本来のやり方なのではないかというふうに思いますが、この抵当権設定契約書に基づくこうした弁済の申し立てをなさっているのかどうか、この辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、7月30日の全員協議会、あるいは今の遠藤議員に対する市長の答弁にもありましたけれども、もう既に基本計画もできていたんだと、模型もあったので借りてきたと、こういうふうに30日の全員協議会で説明しているわけなんです。わざわざ模型を借りてきたと展示をなさりましたけれども、基本計画は提出をさせていただいたのかどうかです。もらってきたのかどうか、それをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、本市に与える影響、損害、実損はなかったと、こういうことなんです。確かに今まではなかったのかもしれませんが、この土地が返されることによって、今度は市が土地開発公社に対しても20年の売買契約を結んでいるわけですから、その中でも、利息相当分を支払っていくと、こういう契約になっているわけです。この分は、当然市民が税金で負担をする。今年度の予算で見ますと417万7,000円、決算書で見ますと317万円余であるわけでありましてけれども、こうした実損を今後与えてくるのではないかというふうに思うのですが、この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 前の議会で、伊藤議員が、やる意思があるのかないかとか、それで早く解除の方法をとったらどうかというような御質問もあったことも聞いておるわけでございます。あのときも答弁申し上げましたように、建設するところの意思というのが確かめられておりましたので、そういうことは全然考えていないと、こういうことでございまして、今回は残念ながらこういう事態になったので、ですから、こういう契約条項に従って発動させてもらっておるところのものでございます。そういう意味では、何回も申し上げますように、第12条の買い戻しの特約というものが最も適切な対応だと、このように思っておるわけでございます。

それから、基本計画書とか模型のこの話がありましたけれども、これは、お借りしてきておるところのものでございます。

それから、実損について再度の御質問がありましたけれども、御案内のように、分譲代金を市が今回の補正予算で御議決をいただきまして、それを向こうに支払うということで、もとの姿に戻るといような格好になるわけでございますので、そういう意味では実損というものは発生しないのではなかろうかなと、このように思っています。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。(「答弁漏れ」の声あり)

地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 根抵当権設定契約書の第8条の件につきまして申し上げます。

先ほどありました件なんですけれども、「甲が次の各号の1に該当するときは、直ちに債務全額を乙に弁済するものとする。甲が当該債務を直ちに完済しないときは、乙は本根抵当権につき競売を申し立てることができる」ということを表現しているものでありまして、競売を行った場合は、寒河江市に必ずしも全額が戻るかどうかということがわからないために、今回はこの手法をとらず、買い戻しの方法をとって、より早く戻すということであります。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 端的にお尋ねするんですけれども、12条に該当をさせて買い戻すのが妥当だという判断をしているようなんですけれども、これは、一方的に事業を断念をして撤退するわけですよ。これは契約違反に該当しないのかと、こういうことをお尋ねしているんです。ここの点について、明確に答弁をしていただきたい

というふうに思います。

それから、基本計画と模型の関係、模型はお借りしてきたというのはわかるんですが、基本計画については提出なりを受けてきたのかと、基本計画についてどうなのかということをお尋ねをしたつもりですので、模型はお借りしてきたというのはわかるのですが、基本計画についてどのような扱いになっているのかお尋ねをしたいということでもあります。

それから、実損の部分ですけれども、契約をもとに戻すので実損はないという答弁なんですけど、すると、土地開発公社と市の関係というのはどうなるんですか。この契約も、また契約をし直すと、こういうことになるのかどうかです。今の契約書によれば、20年払い。今までは中国パールから利息相当分が入ってきて、それを土地開発公社にお支払いをしたと、こういう意味では、市は全然実損はなかったわけです。今度、入ってくる所がないわけですから、この分は当然市が土地開発公社に払わなければならない金額になるのではないですかということをお尋ねをしているわけでもあります。

あと、抵当権設定契約書の第8条についても、そういう判断に基づいてこの手続はしなかったと、こういうことになるというような答弁だったと思うんです。こうしたことから、今回の問題は、やはり単なる買い戻しではなくて、契約の解除、これに適用するのが当然であるし、それに基づいて処理をしていくということが正しい処理のやり方ではないかというふうに思いますので、前段の3点について、またお尋ねをしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほどの答弁でも申し上げましたように、基本計画なり模型なりも一緒に借りてきたんだと、こういうことを答弁したはずでございますが、そういうことでございます。

そのほかについては、担当の方から申し上げます。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 実損はなかったのかということにつきましては、先ほど市長が申し上げましたように、出ないと思っております。

それから、買い戻しの件でありますけれども、現在、民事再生の手続が開始されているわけでありましてけれども、債権者集会による決議の前に、より早く寒河江市に所有権を移す必要がありますので、分譲契約第12条の規定に基づく買い戻しの場合も、分譲契約第13条の規定に基づく解除契約の場合も所有権移転を伴うために、登記に必要な書類が必要であります。それを監督委員から同意を求める必要がありますので、それらを踏まえまして、違約金の生じる契約解除による登記手続においては、監督委員の同意が得られないであろうということであって、今回は、第12条の買い戻しの方法により、債権者集会の前により早く寒河江市に所有権を移したいということで、この方法をとったものであります。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。

内藤議員。

内藤 明議員 一つ、議長に質問に入る前にお願いをしておきたいというふうに思います。

多分、この議案に関係するものでありますから、申し上げますが、前にも契約を解除する際に契約書を見た経過がありますけれども、今回も、もしかすると契約書を結ばれているというふうに思いますので、その契約書をひとつ今回の議案に関する資料ということで出していただきたいと、こういうふうに思います。

それから、この12条、13条の関係は、何回も繰り返してもしょうがないというふうに思いますので、ただ、私たちはそういうふうに考えているということだけ、改めて申し上げたいというふうに思っています。

それから、基本計画書も市長は借りてきたというふうに今回言われましたね。それで、この間、議会ごととっては大変言い過ぎかもしれませんが、たび重ねて、この中国パールの進捗状況がなかなか進まないというふうなことで、一体この基本計画、あるいは実施計画はどういうふうになっているんだと、こういうふ

うなことを再三にわたって市長にお聞きしてきた経過があるわけですが。これは皆さん御承知のとおりであります。その際には、そんなものがあるというふうなことも、一言も言っていないんです。この期に及んで、基本計画書もあった、実施計画書もあった、こういうふうに言われましても、私は「ああそうでしたか」と、こういうふうに言うわけには、なかなかいかない。なかなかすとんと腑に落ちないといえますか。

その基本計画書、あるいは実施計画書は、こういう事態になって初めて市長はごらんになったのか、改めてこの点だけをお伺いをしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 前の全員協議会でも答弁したと思っておりますが、こういう事業は、何でもする場合には、企業の方々というのは、これはだれでも、行政の場合もしかりだろうと思えますけれども、特に、企業戦略なり、あるいは企業の経営云々というようなことから申し上げましても、公然としない、あるいは発表しないというのが普通だろうと思っております。

そういう中で、実施に向けてやるんだということを、そういうことを踏まえて、今考えておると、あるいは踏み切ろうとしているんだというようなことは、これは私にも伝わってくるわけでございますし、そういうお気持ちというようなことが見えますので、あえて実施計画なり、あるいはどうのこうのと、模型等々につきましてはあまり触れなかった。ですけれども、こういう事態になったわけでございますので、あえてお借りして、その取り組みというようなものをお示ししてもらったと。断念せざるを得なくなった今日におきましては、それを公にはしたくないと思っておりますけれども、市でお借りするぐらいで、こういうことがあったんだということだけは確認しておこうと、こう思ったわけでございます。

佐藤 清議長 地域振興課長。

尾形清一地域振興課長 先ほどの買い戻しの件で、契約書が作成されているのではないかということにつきましてお答えします。

買い戻しは、分譲契約を存続させたまま、契約に基づき、分譲代金の支払われている同額で買い戻す方法でありまして、買い主から受け取った代金を返還して、買い戻しの意思表示をすることによって行い、相手方の承諾は必要ではないということになっておりますので、買い戻し契約は作成する必要がないということで、作成しないところであります。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 市長の答弁で、多分私だけでなく、一般の市民の皆さんもそれでよしとはしないのではないかなというふうに思っているんです。

私たちは、こういう事態になるということを非常に心配をしておりました。というよりも、緑化フェアまでにオープンできないのではないかと、こういうふうなことを非常に心配をしておったわけでありまして、再三にわたってそうした指摘をして、そうしたものがあるなら、ぜひ明らかにしてほしい、こういうふうなことを申し上げてきたつもりであります。今、ここで何度も言っても、多分、市長は今まで言ったとおりのことを答弁するだけだろうというふうに思います。

まず、対外的に、企業であるからいろいろなことと言えないこともあるというふうなことだとは思いますが、しかし、大きな事業を委ねているわけでありまして、そういうことは、きちんとやはり明らかにすべきだということをこの際申し上げておきたいというふうに思います。なお、今度新たなそうした事業者に土地を売買した場合には、市民のそうした心配がないように、ぜひ取り計らっていただくように強く申し上げておきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 次に、議第 55 号に対する質疑はありますか。

内藤議員。

内藤 明議員 議第 55 号です。当局のその議案の提出の仕方が、果たしてこういうふうな形式でいいの

かなというふうに、私思っております、素朴な疑問であります。

例えば、前に契約の解除がありまして、こういうふうに同じような議案の提出方法がなされました。一方では、既に契約をして、土地の所有権も移って、しかも固定資産税まで払われていると、こういうふうなことでありますから、そういうことからすれば、一般的に言いますと前の契約はなかったんだと、こういうふうになるわけです。その契約はなかったんだと、こういうふうになると思うんですが、果たしてそういうふうなことでいいんだろうかと思っているんですが、行政実例か何かでこういうふうなものがあるのかどうか、ひとつお聞きをしたいというふうに思います。

佐藤 清議長 市長。

佐藤誠六市長 何回も先ほど答弁を申し上げましたように、契約は生きていますか、存続してあるわけでございますから、それを買い戻すということでございますから、そういう中で、既決議案についての議決案件の中で、一部の土地について買い戻すことによってということでございますから、「土地の処分について」の一部変更ということが、やはり適切な議案の提出の仕方だと、このように思っております。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 私が思うには、買い戻しというふうなことだとすれば、先ほど申し上げましたので繰り返すことはしませんけれども、既に固定資産税だって払われているということになれば、新たな買い戻しの契約をすとか、新たなそれに伴う議案というものが必要なのではないかなというふうに思うんです。したがって、今の市長の答弁で、一般的な契約の解除のような形のこの議案の出し方というのは、私は違うのではないかなというふうに思います。

再度申し上げます。行政実例か何かでこういうふうな出し方があるのかどうか、その点だけお聞かせをいただきたいと思えます。

佐藤 清議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 議案のスタイルにつきましては、さきに議決いただいた議案について変更があった場合には、再度議決を求める必要があるというような形での、今回のスタイルなわけでございます。こういった議案の提出の仕方につきましては、上部とも相談した結果でございます。

佐藤 清議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第 56 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第 8、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 54 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 54 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 9、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
文教経済委員会	議第 5 5 号、議第 5 6 号
予算特別委員会	議第 5 4 号

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 06 分

再 開 午後 3 時 51 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 10、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 文教経済委員長報告

佐藤 清議長 文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、8 月 10 日午後 1 時から市議会第 4 会議室において委員 6 名全員出席、当局から関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 55 号、議第 56 号の 2 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 55 号「土地の処分について」の一部変更についてを議題として、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「12 条の買い戻しではなく、13 条の契約の解除が正しいのではないか」との問いがあり、当局より、「より速やかに市に所有権移転を行うためには、買い戻しの方法が最善であるとの判断をしたものです」との答弁がありました。

委員より、「買い戻し、または解除でも、違約金がでるのではないか」との問いがあり、当局より、「15 条により契約が解除されたときのみ違約金が発生するものです」との答弁がありました。

委員より、「13 条に基づく契約の解除ができるのかを監督委員に相談したのか」との問いがあり、当局より、「会社を通して監督委員に相談をさせていただいた」との答弁がありました。

委員より、「買い戻した土地は普通財産か、行政財産か、どちらになるのか」との問いがあり、当局より、「普通財産になります」との答弁がありました。

休憩を挟み意見交換を行い、質疑を行いました。ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 55 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 56 号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「使用料は幾らなのか。駐車場の対応をどのようにするのか」との問いがあり、当局より、「使用料は無料で、電気料は実費をいただき、駐車場は広域事務組合で別に考えてもらいます」との答弁がありました。

委員より、「無線基地を設置するのか」との問いがあり、当局より、「広域事務局なので設置することはありません」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 56 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本特別委員会は、本日 8 月 10 日午前 11 時 20 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 54 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

議第 54 号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、開発公社との契約の絡みについて。一つ、有形無形の損失についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん休憩いたしました。

次に、本日 8 月 10 日午後 3 時 44 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第 54 号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 54 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 54 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 54 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 54 号は原案のとおり可決されました。

議第 55 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 55 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 55 号は原案のとおり可決されました。

議第 56 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 56 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 56 号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後 4 時 0 2 分

佐藤 清議長 これです平成 13 年第 3 回寒河江市議会臨時会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

平成13年8月第3回臨時会

寒河江市議会議長

佐藤 清

会議録署名議員

安孫子 市美夫

同 上

佐竹 敬一